

# 自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務仕様書

## 1 事業名

自動配送ロボット社会実装推進事業

## 2 目的

自動配送ロボット（物流拠点や小売店舗等の様々な荷物や商品を配送するロボット）は、急増する宅配需要への対応、物流分野における人手不足対策、買い物弱者対策の観点から、活用が大いに期待されている。特に2023年4月の改正道路交通法施行により、一定の大きさや構造の要件を満たす自動配送ロボットの届出制による公道走行が可能となり、今後の社会実装に向けた機運は一層高まっている。

一方で、本格的な自動配送ロボットの社会実装段階においては、サービス提供者、荷主事業者、機体提供者、ロボット運用事業者、サービス利用者など、様々なステークホルダーが一体となり、ソリューションモデルを確立していくことが重要となる。

そこで、本事業では事業化を見据えた実証実験を様々なステークホルダーとともに長期間実施することで、自動配送ロボットの新たな配送ソリューションモデルを確立し、将来の社会実装を目指す。またセミナー等の開催により、取組成果の横展開を図る。

なお、2024年度は、実証実験を通じ、次年度以降の事業化に向けた課題整理を行う。

## 3 委託内容

自動配送ロボットを用いた新たな配送ソリューションの社会実装に向けて、以下の業務を実施すること。なお、本事業においては自動配送ロボットの公道走行を前提とする。

### (1) ソリューションモデル案の作成

- ・ 自動配送ロボットを活用した配送サービスの具体的なイメージを描いた新たなソリューションモデル案を作成すること。
- ・ 作成に当たっては、自動配送ロボットの活用を検討するに至る社会的背景や、業界及び現行の配送方法の課題などを整理すること。
- ・ 構築する配送サービスにおいて想定されるステークホルダーを整理すること。

### (2) 実証実験実施計画書の策定

- ・ ソリューションモデル案の妥当性を検証するための実証実験の実施計画書を策定すること。
- ・ 愛知県内において、14日間以上の公道走行による実証実験を想定した計画書とすること
- ・ 策定にあたっては、候補地の調査を行った上で、自動配送ロボットを活用するエリア・走行ルート・運用方法やロボットの保管場所（スタート地点）、配送物、配送先、荷物授受の方法等、実施する内容を具体的に記載すること。特に、配送サービスの要となるスムーズな荷物授受の方法においては、工夫を凝らすこと。また、遠隔監視による運用を基本とし、配送先は複数进行想定すること。
- ・ 計画書に実証実験に参画するステークホルダーを記載するとともに、各自の役割を明確にし、サービス導入に向けた体制を整備すること。

### (3) 実証実験の実施

- ・ 策定した実証実験実施計画に基づき、自動配送ロボットを活用した公道走行による配送サービスの実証実験を、愛知県内において14日間以上実施すること。
- ・ 実施にあたっては、法制度に基づく必要な手続きや、走行する道路、施設の所有者及び管理者の許可や理解等、自動配送ロボットの走行に必要な調整を行うこと。
- ・ 実証実験計画に記載したステークホルダーとともに実施すること。
- ・ 遠隔監視により自動配送ロボットを運用すること。
- ・ 県が実施する本実証実験の見学会に対し、説明会会場や見学者導線の確保など、必要な協力を行うこと。

### (4) 課題の整理

- ・ 実施した実証実験の内容を踏まえ、本格的なサービス導入に向けた課題を整理するとともに、解決策を検討し、社会実装に至るまでのロードマップを作成すること。

### (5) 成果発表会の開催

- ・ 取組の成果を広く周知し、横展開を図るために必要な成果報告会を開催すること。
- ・ 開催にあたっては、80名程度の参加が可能な会場を確保するとともに、集客に必要なチラシ（印刷不要、電子納品とする。）の作成や、参加申込受付、講演資料の作成等、必要な準備を行うこと。
- ・ 県外にも広くPRするため、実証実験の様子をまとめた動画（3分程度）を作成すること。
- ・ 愛知県が事務局を務める「あいちロボット産業クラスター推進協議会」が実施するセミナー等との共催について、県から要請があった場合には応じること。

### (6) 想定するスケジュール

以下のスケジュールを目途に業務を実施すること。

2024年6月	ソリューションモデル案の作成
2024年7月～8月	実証実験実施計画書の策定
2024年9月～10月	実証実験に必要な法制度や関係者の調整
2024年11月～2025年1月	実証実験の実施
2025年1月～2月	課題の整理
2025年2月～3月	成果発表会の実施
2025年2月～3月	成果報告書の作成

## 4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

### (1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

### (2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

### (3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

- (4) 消耗品費  
事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費  
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費  
一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料  
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他  
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費  
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税  
上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 5 成果物

- ・事業実施報告書（A4判縦） 2部
- ・上記の電子データ 1式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

## 6 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

## 7 その他

- (1) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (3) 法制度を順守し、実証実験を実施すること。
- (4) 受託者は、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- (5) そのため、賠償責任保険等の損害保険に加入するなど、必要な措置を講ずること。
- (6) 実証実験を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (7) 委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (10) 本事業の成果物の内容は、受託者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- (11) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。

以下同じ)を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

- (12) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (13) 委託事業の実施に当たり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに誠実な対応を行うこと。
- (14) 本事業を実施することにより発生した仕様書5項に示す成果物以外の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう)については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。
  - ・本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (15) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (16) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (17) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。